

# 平成 24 年 3 月第 1 回市議会定例会

## 議案等概要

### 1 日 程

(1) 招 集 告 示	2 月 2 4 日 (金)
(2) 開 会	3 月 6 日 (火)
(3) 追 加 提 案	3 月 1 4 日 (水) 補正予算等
(4) 追 加 提 案	3 月 2 1 日 (水) 人事
(5) 全 員 協 議 会	3 月 2 1 日 (水)

### 2 提出案件

(1) 報 告	1 件
(2) 条 例	1 7 件
(3) 予 算	1 1 件
(4) 市 道 の 認 定 等	3 件
(5) 訴 え の 提 起	1 件
(6) 報 告	1 件 追加報告
(7) 補 正 予 算	8 件 追加議案
(8) 財 産 の 取 得	1 件 追加議案
(9) 人 事	1 件 最終日・追加議案
計	4 4 件

土 浦 市

## 提出案件一覧

### 報告

#### 【専決処分1件】

- 1 報告第1号 専決処分の承認について(平成23年度土浦市一般会計補正予算(第9回))

### 議案

#### 【条例17件】

- 1 議案第1号 土浦市防災会議条例の一部改正について
- 2 議案第2号 土浦市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 3 議案第3号 土浦市手数料条例の一部改正について
- 4 議案第4号 土浦市母子生活支援施設条例の一部改正について
- 5 議案第5号 土浦市介護保険条例の一部改正について
- 6 議案第6号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 7 議案第7号 土浦都市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 8 議案第8号 土浦市営住宅条例の一部改正について
- 9 議案第9号 土浦市奨学資金給与条例の一部改正について
- 10 議案第10号 土浦市立公民館条例の一部改正について
- 11 議案第11号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 12 議案第12号 土浦市火災予防条例の一部改正について
- 13 議案第13号 土浦市男女共同参画推進条例の制定について
- 14 議案第14号 土浦市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について
- 15 議案第15号 障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 16 議案第16号 土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について
- 17 議案第17号 土浦市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の制定について

【予算 11件】

- 1 議案第18号 平成24年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第19号 平成24年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第20号 平成24年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第21号 平成24年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第22号 平成24年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第23号 平成24年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第24号 平成24年度土浦市下水道事業特別会計予算
- 8 議案第25号 平成24年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計予算
- 9 議案第26号 平成24年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第27号 平成24年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算
- 11 議案第28号 平成24年度土浦市水道事業会計予算

【市道の認定等 3件】

- 1 議案第29号 市道の路線の認定について
- 2 議案第30号 市道の路線の変更について
- 3 議案第31号 市道の路線の廃止について

【訴えの提起 1件】

- 1 議案第32号 訴えの提起について

【追加報告・専決処分 1件】

- 1 報告第2号 専決処分の報告について(和解について)

【追加議案 補正予算8件】

- 1 議案第33号 平成23年度土浦市一般会計補正予算(第10回)
- 2 議案第34号 平成23年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1回)
- 3 議案第35号 平成23年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)
- 4 議案第36号 平成23年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)
- 5 議案第37号 平成23年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)
- 6 議案第38号 平成23年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第4回)
- 7 議案第39号 平成23年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)
- 8 議案第40号 平成23年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算  
(第3回)

【追加議案 財産の取得】

- 1 議案第41号 財産の取得について(大規模災害用高度救助資機材購入)

【最終日・追加議案 人事 1件】

- 1 議案第42号 土浦市監査委員の選任の同意について

# 平成 24 年第 1 回市議会定例会 報告

## 【専決処分】（1 件）

### 1 報告第 1 号 専決処分の承認について（平成 23 年度土浦市一般会計補正予算 （第 9 回））

補正予算総括表

千円

区 分	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	51,429,344	601,675	52,031,019
合計(全会計)	87,628,410	601,675	88,230,085

一般会計歳入歳出補正予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	国庫支出金	7,452,230	260,113	7,712,343
	繰越金	329,405	△ 1,238	328,167
	市債	6,855,667	342,800	7,198,467
	合計(一般会計総額)	51,429,344	601,675	52,031,019
歳出	総務費	5,485,429	4,932	5,490,361
	民生費	15,751,757	△ 1,169	15,750,588
	衛生費	3,891,871	3,286	3,895,157
	土木費	8,597,005	△ 978	8,596,027
	消防費	1,964,905	46,175	2,011,080
	教育費	5,061,525	549,429	5,610,954
	合計(一般会計総額)	51,429,344	601,675	52,031,019

※専決処分日 平成 24 年 2 月 6 日

#### ☆主な補正予算の内容

- 外国人住民の住民基本台帳法が本年 7 月 9 日に適用となるため、必要となる住民基本台帳管理システムの改修等…6,071 千円
- 特定防衛施設周辺整備調整交付金による消防の大規模災害用高度救助資機材の整備…46,175 千円
- 国の 3 次補正による第二中学校の耐震補強及び大規模改造, 太陽光発電設備設置事業…549,429 千円
- 環境保全課放射線対策室設置に伴う人件費の整理

# 平成 24 年第 1 回市議会定例会 議案

## 【条 例 17 件】

### 1 議案第 1 号 土浦市防災会議条例の一部改正について

改正の趣旨	土浦市防災会議の充実強化を図ることを目的とし、委員定数の増、委員選考条件の追加等の改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 委員定数の増 40 人 ⇨ 45 人</li><li>○ 委員選考条件の追加 防災に関する学識経験を有する者</li></ul>
施行日	平成 24 年 4 月 1 日

### 2 議案第 2 号 土浦市職員の給与に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	行政職給与表の 8 級制の導入に伴い級別職務分類表を再編し、5 級課長職以上の職について、給料表の切替えを行うための改正																		
改正の主な内容	<p>○行政職 5 級から 7 級を再編し、5 級から 8 級に分類する</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">5 級</td><td rowspan="2">課長・副参事</td><td>5 級</td><td>副参事</td></tr><tr><td>6 級</td><td>課長</td></tr><tr><td>6 級</td><td>参事</td><td>7 級</td><td>参事</td></tr><tr><td>7 級</td><td>部長</td><td>8 級</td><td>部長</td></tr></tbody></table> <p>○その他…教育委員会の事務局の次長の職名 改正後：教育部長</p>	改正前		改正後		5 級	課長・副参事	5 級	副参事	6 級	課長	6 級	参事	7 級	参事	7 級	部長	8 級	部長
改正前		改正後																	
5 級	課長・副参事	5 級	副参事																
		6 級	課長																
6 級	参事	7 級	参事																
7 級	部長	8 級	部長																
施行日	平成 24 年 4 月 1 日																		

### 3 議案第3号 土浦市手数料条例の一部改正について

改正の趣旨	「危険物の規制に関する政令等の一部改正」により特定の貯蔵所の技術上の基準，設置許可申請の規定が追加になったことに準拠した改正						
改正の主な内容	<p><b>○条例に追加される手数料の名称及び，区分等</b></p> <p>危険物関係消防手数料</p> <table border="1" data-bbox="467 416 1353 562"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>区 分</th> <th>手数料の金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造所，貯蔵所又は取扱所の設置許可申請手数料</td> <td>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</td> <td>1,120～6,770</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>◎浮き蓋付特定屋外貯蔵所</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>	手数料の名称	区 分	手数料の金額(千円)	製造所，貯蔵所又は取扱所の設置許可申請手数料	浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,120～6,770
手数料の名称	区 分	手数料の金額(千円)					
製造所，貯蔵所又は取扱所の設置許可申請手数料	浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,120～6,770					
施行日	平成 24 年 4 月 1 日						

#### 4 議案第4号 土浦市母子生活支援施設条例の一部改正について

改正の趣旨	「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」により、母子支援施設に置かなければならない者の名称等が改められたことに準拠した改正
改正の主な内容	<p><b>○母子支援施設(新川ホーム)に置かなければならない職員</b></p> <p><b>改正前</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             所長・母子指導員・嘱託医         </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>改正後</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             所長・母子支援員・少年指導員・嘱託医・その他必要な職員         </div>
施行日	平成24年4月1日

#### 5 議案第5号 土浦市介護保険条例の一部改正について

改正の趣旨	3年を1期とする「介護保険事業計画(第5次)」に基づき、平成24年から平成26年までの保険料額についての改正																																																																																			
改正の主な内容	<p><b>○平成24年度から平成26年度までの保険料年額は以下のとおりとする</b></p> <p>基準額  <b>改正前 45,600円(月3,800円/月) → 改正後 57,000円(月4,750円/月)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="3">算出方法</th> <th rowspan="2">保険料 (改正後)</th> <th rowspan="2">保険料 (改正前)</th> <th rowspan="2">増加額</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>× 補正率</th> <th>=</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>老齢年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護を受けている方</td> <td>57,000</td> <td>× 0.4</td> <td>=</td> <td>22,800</td> <td>18,200</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市民税非課税(世帯全員)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</td> <td>57,000</td> <td>× 0.4</td> <td>=</td> <td>22,800</td> <td>18,200</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市民税非課税(世帯全員)で、第1段階、第2段階以外の方</td> <td>57,000</td> <td>× 0.75</td> <td>=</td> <td>42,700</td> <td>34,200</td> <td>8,500</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税非課税者がいる方</td> <td>57,000</td> <td>× 0.9</td> <td>=</td> <td>51,300</td> <td>41,000</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる第4段階以外の方</td> <td>57,000</td> <td>× 1</td> <td>=</td> <td>57,000</td> <td>45,600</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>市民税課税(合計所得125万円未満)の方</td> <td>57,000</td> <td>× 1.15</td> <td>=</td> <td>65,500</td> <td>52,400</td> <td>13,100</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>市民税課税(合計所得125万円以上200万円未満)の方</td> <td>57,000</td> <td>× 1.25</td> <td>=</td> <td>71,200</td> <td>57,000</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>市民税課税(合計所得200万円以上500万円未満)の方</td> <td>57,000</td> <td>× 1.5</td> <td>=</td> <td>85,500</td> <td>68,400</td> <td>17,100</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>市民税課税(合計所得500万円以上)の方</td> <td>57,000</td> <td>× 1.8</td> <td>=</td> <td>102,600</td> <td>82,000</td> <td>20,600</td> </tr> </tbody> </table>	段階	対象者	算出方法			保険料 (改正後)	保険料 (改正前)	増加額	基準額	× 補正率	=	1	老齢年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護を受けている方	57,000	× 0.4	=	22,800	18,200	4,600	2	市民税非課税(世帯全員)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	57,000	× 0.4	=	22,800	18,200	4,600	3	市民税非課税(世帯全員)で、第1段階、第2段階以外の方	57,000	× 0.75	=	42,700	34,200	8,500	4	前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税非課税者がいる方	57,000	× 0.9	=	51,300	41,000	10,300	5	市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる第4段階以外の方	57,000	× 1	=	57,000	45,600	11,400	6	市民税課税(合計所得125万円未満)の方	57,000	× 1.15	=	65,500	52,400	13,100	7	市民税課税(合計所得125万円以上200万円未満)の方	57,000	× 1.25	=	71,200	57,000	14,200	8	市民税課税(合計所得200万円以上500万円未満)の方	57,000	× 1.5	=	85,500	68,400	17,100	9	市民税課税(合計所得500万円以上)の方	57,000	× 1.8	=	102,600	82,000	20,600
段階	対象者			算出方法						保険料 (改正後)	保険料 (改正前)	増加額																																																																								
		基準額	× 補正率	=																																																																																
1	老齢年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護を受けている方	57,000	× 0.4	=	22,800	18,200	4,600																																																																													
2	市民税非課税(世帯全員)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	57,000	× 0.4	=	22,800	18,200	4,600																																																																													
3	市民税非課税(世帯全員)で、第1段階、第2段階以外の方	57,000	× 0.75	=	42,700	34,200	8,500																																																																													
4	前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税非課税者がいる方	57,000	× 0.9	=	51,300	41,000	10,300																																																																													
5	市民税非課税(本人)で、同じ世帯に市民税課税者がいる第4段階以外の方	57,000	× 1	=	57,000	45,600	11,400																																																																													
6	市民税課税(合計所得125万円未満)の方	57,000	× 1.15	=	65,500	52,400	13,100																																																																													
7	市民税課税(合計所得125万円以上200万円未満)の方	57,000	× 1.25	=	71,200	57,000	14,200																																																																													
8	市民税課税(合計所得200万円以上500万円未満)の方	57,000	× 1.5	=	85,500	68,400	17,100																																																																													
9	市民税課税(合計所得500万円以上)の方	57,000	× 1.8	=	102,600	82,000	20,600																																																																													
施行日	平成24年4月1日																																																																																			



## 6 議案第6号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	安心して子育てできる環境の充実を図るため、医療費の公費負担制度(マル福)の対象を拡大し、医療費の負担軽減を図るための改正								
改正の主な内容	<p>○公費負担(マル福)の対象を義務教育終了の中学3年までの全員とする。</p> <p>改正前</p> <table border="1"> <tr> <td>0歳～小3</td> <td>小4～中3</td> </tr> <tr> <td>外来+入院</td> <td>入院</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">0歳～中3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">外来+入院</td> </tr> </table>	0歳～小3	小4～中3	外来+入院	入院	0歳～中3		外来+入院	
0歳～小3	小4～中3								
外来+入院	入院								
0歳～中3									
外来+入院									
施行日	平成24年10月1日								

## 7 議案第7号 土浦都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	下水道事業認可区域以外の区域から下水道整備に係る、分担金を徴収する根拠を明確にするための改正
改正の主な内容	<p>○区域外流入に係る分担金の根拠を明確化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>分担金の金額を流入先である、認可区域の単位負担金×区域外流入地の面積とする。</p> </div> <p>○料金について…<u>算出方法は区域内、区域外とも変更なし。</u></p>
施行日	平成24年4月1日

## 8 議案第8号 土浦市営住宅条例の一部改正について

改正の趣旨	地方自治体の自主性・自由度を拡大し，自治体の実情にあった法制度の整備を図るため「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地域主権改革第1次一括法)」が制定されたことに伴う，「公営住宅法の一部改正」に準拠した改正
改正の主な内容	<p>○市営住宅の入居要件の例外要件(単身入居できる要件)について</p> <p><b>改正前</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位法の公営住宅法によって規定</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>改正後</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位法の公営住宅法の規定を廃止</li> <li>・市の条例によって規定</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>◎入居要件の例外要件</b> 同居親族がいる(単身ではない)ことが，市営住宅入居の要件の一つであるが，同居親族が居なくても(単身でも)入居できる(60歳以上，障害者等)要件を条例で規定</p> </div>
施行日	平成24年4月1日

## 9 議案第9号 土浦市奨学資金給与条例の一部改正について

改正の趣旨	奨学資金支給に対する目的を明確にするための改正
改正の主な内容	<p>○事業の目的について</p> <p><b>改正前：目的→高校進学と有意な人材の育成</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第1条関係 経済的理由により高等学校へ進学困難な者に対し，必要な資金を給与して<u>その意志を達成させ，有意な人を育成する。</u></p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>改正後：目的→高校進学に一本化</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第1条関係 経済的理由により高等学校へ進学困難な者に対し，必要な資金を給与して<u>その意志を達成させることを目的とする。</u></p> </div>
施行日	平成24年4月1日

## 10 議案第10号 土浦市立公民館条例の一部改正について

改正の趣旨	地方自治体の自主性・自由度を拡大し、自治体の実情にあった法制度の整備を図るため「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地域主権改革第2次一括法)」が制定されたことに伴う、「社会教育法の一部改正」に準拠した改正		
改正の主な内容	<p><b>○公民館運営審議会の任命基準について</b></p> <p><b>改正前</b></p> <table border="1" data-bbox="443 524 1011 604"> <tr> <td>・上位法の社会教育法で規定</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>改正後</b></p> <table border="1" data-bbox="443 676 1011 797"> <tr> <td>・上位法の社会教育法の規定を廃止 ・市の条例によって規定</td> </tr> </table> <p><b>◎任命基準</b> 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する</p>	・上位法の社会教育法で規定	・上位法の社会教育法の規定を廃止 ・市の条例によって規定
・上位法の社会教育法で規定			
・上位法の社会教育法の規定を廃止 ・市の条例によって規定			
施行日	平成24年4月1日		

## 11 議案第11号 土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について

改正の趣旨	土浦市立東小学校の児童クラブ増設に伴い、新設した児童クラブ名を、本条例別表に追加するための改正							
改正の主な内容	<p><b>○東小学校の児童クラブ増設に伴い条例の別表に名称を追加</b></p> <p><b>改正前</b></p> <table border="1" data-bbox="635 1514 1267 1572"> <tr> <td>東小学校児童クラブ</td> <td>土浦市中455番地</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>改正後</b></p> <table border="1" data-bbox="443 1693 1267 1814"> <tr> <td>既存クラブ →</td> <td>東小学校第1児童クラブ</td> <td rowspan="2">土浦市中455番地</td> </tr> <tr> <td>新設クラブ →</td> <td>東小学校第2児童クラブ</td> </tr> </table>	東小学校児童クラブ	土浦市中455番地	既存クラブ →	東小学校第1児童クラブ	土浦市中455番地	新設クラブ →	東小学校第2児童クラブ
東小学校児童クラブ	土浦市中455番地							
既存クラブ →	東小学校第1児童クラブ	土浦市中455番地						
新設クラブ →	東小学校第2児童クラブ							
施行日	平成24年4月1日							

## 12 議案第12号 土浦市火災予防条例の一部改正について

改正の趣旨	「危険物の規制に関する政令の一部の改正」に準拠した改正
改正の主な内容	<p><b>○政令の改正</b>  <b>炭酸ナトリウム過酸化水素付加物</b> → 消防法上の<b>危険物</b>として追加</p> <p><b>○一定量の炭酸ナトリウム過酸化水素付加物の取扱等を規制する</b></p> <p><b>○経過措置</b></p> <p>① 配管への規制 → 強度など一定条件を満たす場合は適用除外          ② 容器への表示 → H25.12.31まで適用しない          ③ 場所の位置構造・設備への基準 → H25.6.30まで適用しない          ④ 新規に基準以上の貯蔵・取扱いの届出 → H24.12.31までに届出</p> <p><b>◎炭酸ナトリウム過酸化水素付加物</b>          「漂白剤」、「除菌剤」、「消臭剤」「パイプクリーナー」などの商品に含まれ、周囲の可燃物と混合すると燃焼を著しく促す作用がある</p>
施行日	平成24年7月1日

### 13 議案第13号 土浦市男女共同参画推進条例の制定について

条例の趣旨	男女共同参画社会の実現に向けては、市民、事業者と行政が一体となった意識づくりと行動化の積極的な推進が重要であり、本市における、男女共同参画社会の実現を推進する施策の一層の実効性を確保するために、基本理念や市、市民、事業者の責務などを定める		
条例の主な内容	<b>項 目</b>		
	<b>前 文</b>	条例制定の意義を明らかにする	
	<b>第1章 総則</b>		
	第1条	目的	条例の目的を定める
	第2条	定義	用語の意義を定める。
	第3条	基本理念	参画推進の基本理念を定める
	<b>第2章 責務</b>		
	第4条	市の責務	市の責務を定める
	第5条	市民の責務	市民の責務を定める
	第6条	事業者の責務	事業者の責務を定める
	<b>第3章 禁止事項</b>		
	第7条	性別による人権侵害の禁止	ハラスメント等の禁止事項、留意事項を定める
	<b>第4章 基本的施策</b>		
	第8条	基本計画	参画推進の基本計画の策定を定める
	第9条	施策の策定等に当たっての配慮	参画推進に配慮することを定める
	第10条	広報活動等	参画推進の情報提供などの取組を定める
	第11条	教育における措置	参画推進意識を育む教育の取組を定める
	第12条	調査研究	参画推進の情報収集、調査研究を定める
	第13条	市民等に対する支援	市民の自主的活動を支援することを定める
	第14条	苦情の処理等	苦情の処理、相談の対応を定める
第15条	施策状況の公表	施策の実施状況を公表を定める	
第16条	積極的改善措置	男女間の格差改善措置を定める	
第17条	生涯にわたる健康支援	男女の性差を理解、健康支援を定める	
<b>第5章 委員会</b>			
第18条	男女共同参画推進委員会	市民の意見を反映されるための組織を定める	
<b>第6章 雑則</b>			
第19条	委任	規則への委任を定める	
施行日	平成24年4月1日		

## 14 議案第14号 土浦市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について

<p>条例の趣旨</p>	<p>地方自治体の自主性・自由度を拡大し、自治体の実情にあった法制度の整備を図るため「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地域主権改革第2次一括法)」が制定されたことに伴う、「墓地、埋葬等に関する法律の一部改正」に準拠した制定</p>
<p>条例の主な内容</p>	<p>◎墓地等の経営許可等の事務について</p> <p><b>改正前</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県知事の権限</li> <li>・ 市に事務委譲</li> </ul> <p>(茨城県知事の権限に属する処理の特例に関する条例による)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>改正後</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県知事の権限廃止</li> <li>・ 市長の権限</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◎墓地等の経営許可等の事務</p> <p>経営許可に関する基準、及び事前協議、標識の設置などの手続きを規定</p> </div>
<p>施行日</p>	<p>平成24年4月1日</p>

15 議案第15号 障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する  
 条例の制定について

<p>条例の趣旨</p>	<p>障害者自立支援法及び児童福祉法が改正されたことに準拠し、関係する土浦市障害者自立支援センター条例，土浦市療育支援センター条例及び，土浦市つくしの家条例の改正について一本化した「整備条例」として制定</p>
<p>条例の主な内容</p>	<p>①土浦市障害者自立支援センター条例の一部改正        土浦市つくしの家条例の一部改正        ○サービス利用料について</p> <p>改正前 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">政令で決める額</span></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で決める額</span></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・ サービス利用料について非課税世帯は無料である等，負担能力に応じた負担(応能負担)が原則であることを明確な文言で規定</p> </div> <p>②土浦市療育支援センター条例の一部改正        ○提供する支援内容について</p> <p>改正前 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通所利用の障害児や保護者に対する支援</span></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設同士が連携し，通所利用の障害児と保護者の他，地域の障害児，家族障害児を預かる保育所等，幅広く支援(児童発達支援センター事業)</span></p>
<p>施行日</p>	<p>平成 24 年 4 月 1 日</p>

16 議案第16号 土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付  
金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について

条例の趣旨	東日本大震災の被災や、不況の影響での債務により、経営困難となった中小企業者の迅速な再生を支援するために制定
条例の主な内容	<p>○市と保証協会との損失補償契約に基づく中小企業者からの回収金納付金について</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○市が回収納付金を受け取る権利を放棄できる要件を条例で規定する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の被災事業者であり、茨城産業復興機構が債権を買取る場合</li> <li>・中小企業者が法に基づく再生計画等を作成している場合</li> <li>・上記の買取り・再生計画が企業再生に資すると判断とされた場合</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○市長は議会を要すことなく回収納付金を受取る権利放棄</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○迅速に中小企業者の債務問題が解決できる（再生促進）</p>
施行日	公布の日から施行する



## 17 議案第17号 土浦市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の制定について

条例の趣旨	都市機能の分散化を抑制することにより、コンパクトなまちづくりを目指し、もって中心市街地の活性化を図るため、準工業地域への大規模集客施設の建築を制限する都市計画決定(特別用途地区の指定)を行い、建築制限を定める																									
条例の主な内容	<p><b>①制限の内容</b></p> <p>土浦市の準工業地域(16ヶ所, 約294ha, 主に郊外地域)を, 中心市街地活性化等の目的のため, 特別用途地区に指定し, 大規模集客施設の立地を制限する。</p> <p><b>○大規模集客施設</b></p> <table border="1" data-bbox="480 667 1185 1070"> <tr> <td>劇場</td> <td rowspan="3">客席部分</td> <td rowspan="10">床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>映画館</td> </tr> <tr> <td>園芸場若しくは観覧場</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>展示場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊技場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝馬投票券発売所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勝舟投票券発売所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場内車券売り場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場外車券売り場</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>②特別用途地区での建築の特例許可を受けるための手数料の追加</b></p> <p>建築許可手数料</p> <table border="1" data-bbox="424 1182 1302 1328"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別用途地区内における建築物の建築の特例許可申請手数料</td> <td>1件につき 180,000円</td> </tr> </tbody> </table>	劇場	客席部分	床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	映画館	園芸場若しくは観覧場	店舗		飲食店		展示場		遊技場		勝馬投票券発売所		勝舟投票券発売所		場内車券売り場		場外車券売り場		手数料の名称	手数料の金額	特別用途地区内における建築物の建築の特例許可申請手数料	1件につき 180,000円
劇場	客席部分	床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの																								
映画館																										
園芸場若しくは観覧場																										
店舗																										
飲食店																										
展示場																										
遊技場																										
勝馬投票券発売所																										
勝舟投票券発売所																										
場内車券売り場																										
場外車券売り場																										
手数料の名称	手数料の金額																									
特別用途地区内における建築物の建築の特例許可申請手数料	1件につき 180,000円																									
施行日	特別用途地区の都市計画法に基づく告示と同日の施行																									

【予算 11件】

- 1 議案第18号 平成24年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第19号 平成24年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第20号 平成24年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第21号 平成24年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第22号 平成24年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第23号 平成24年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第24号 平成24年度土浦市下水道事業特別会計予算
- 8 議案第25号 平成24年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計予算
- 9 議案第26号 平成24年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第27号 平成24年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算
- 11 議案第28号 平成24年度土浦市水道事業会計予算

☆予算総括表

千円

会 計 別		平成24年度	平成23年度	比較
一般会計		48,888,000	50,010,000	△ 1,122,000
特別会計	公共用地先行取得事業	149,077	1,525,788	△ 1,376,711
	駐車場事業	254,649	250,659	3,990
	国民健康保険	15,235,389	14,920,927	314,462
	後期高齢者医療	1,245,741	1,212,502	33,239
	介護保険	8,386,449	7,854,136	532,313
	下水道事業	5,187,853	5,317,500	△ 129,647
	公設地方卸売市場事業	128,582	123,120	5,462
	農業集落排水事業	134,004	126,441	7,563
	土浦市駅前北地区市街地再開発事業	57,071	2,063,781	△ 2,006,710
	水道事業	4,417,185	4,594,146	△ 176,961
	特別会計計	35,196,000	37,989,000	△ 2,793,000
合 計		84,084,000	87,999,000	△ 3,915,000

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		平成24年度	平成23年度	比較
歳入	市税	22,093,461	22,654,801	△ 561,340
	地方譲与税	536,000	521,000	15,000
	各県税交付金	1,754,500	1,732,000	22,500
	地方交付税	3,847,000	3,736,000	111,000
	国庫支出金	5,896,771	7,293,809	△ 1,397,038
	県支出金	2,640,537	2,480,576	159,961
	繰入金	195,698	707,285	△ 511,587
	諸収入	2,700,257	2,764,283	△ 64,026
	市債	7,350,400	5,972,100	1,378,300
	その他	1,873,376	2,148,146	△ 274,770
	合 計	48,888,000	50,010,000	△ 1,122,000
歳出	議会費	410,214	450,694	△ 40,480
	総務費	4,972,787	5,361,276	△ 388,489
	民生費	15,357,955	15,559,836	△ 201,881
	衛生費	3,620,787	3,822,242	△ 201,455
	農林水産費	772,882	817,843	△ 44,961
	商工費	1,242,237	946,869	295,368
	土木費	7,359,571	9,363,199	△ 2,003,628
	消防費	2,057,821	1,950,064	107,757
	教育費	6,075,436	5,019,575	1,055,861
	公債費	4,937,680	5,032,612	△ 94,932
	諸支出金	1,611,880	1,645,790	△ 33,910
	災害復旧費	428,750	0	428,750
	予備費	40,000	40,000	0
	合 計	48,888,000	50,010,000	△ 1,122,000

## 【市道の路線の認定等 3件】

### 1 議案第29号 市道の路線の認定について

1	市道小山田 29 号線	概要	6号国道牛久土浦バイパス開通に伴う認定
		起点	自 小山田一丁目 393
		終点	至 小山田一丁目 383
		幅員	6.50m～10.5m
		延長	106.3m
2	市道天川二丁目 35 号線	概要	民間会社の開発行為の帰属に伴う認定
		起点	自 天川二丁目 1018-12
		終点	至 天川二丁目 1017-11
		幅員	6.00m～10.32m
		延長	64.15m
3	市道神立中央三丁目 26 号線	概要	民間会社の開発行為の帰属に伴う認定
		起点	自 神立中央三丁目 4439-11
		終点	至 神立中央三丁目 4439-16
		幅員	6.00m～10.26m
		延長	46.08m
4	市道荒川沖西一丁目 14 号線	概要	民間会社の開発行為の帰属に伴う認定
		起点	自 荒川沖西一丁目 641-2
		終点	至 荒川沖西一丁目 640-12
		幅員	6.00m～10.62m
		延長	89.30m
5	市道新治Ⅱ 12 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための認定
		起点	自 小野 1345-1
		終点	至 沢辺 926-3
		幅員	11.00m～33.00m
		延長	1725.87m
6	市道新治Ⅱ 13 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための認定
		起点	自 沢辺 971-2
		終点	至 田宮 1265-1
		幅員	10.50m～32.00m
		延長	1434.40m
7	市道新治中 789 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管に伴う認定
		起点	自 小高 484-2
		終点	至 小高 864-2
		幅員	4.00m～7.50m
		延長	683.67m

8	市道新治中 790 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管に伴う認定	
		起点	自 田宮 1040-2	
		終点	至 田宮 1300-3	
		幅員	3.00m～9.00m	
		延長	124.78m	
9	市道新治中 791 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管に伴う認定	
		起点	自 田宮 1261-1	
		終点	至 田宮 1244-2	
		幅員	7.50m～9.10m	
		延長	164.81m	

## 2 議案第 30 号 市道の路線の変更について

1	市道新治北 653 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点	自 小野 86-3	自 沢辺 98-3
		終点	至 沢辺 1593	至 沢辺 1593
		幅員	2.80m～6.50m	2.80m～6.50m
		延長	1,650.38m	871.25m
2	市道新治北 673 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点	自 沢辺 1698-1	自 沢辺 1698-1
		終点	至 沢辺 1743	至 沢辺 1742-2
		幅員	3.50m～3.80m	3.50m～3.80m
		延長	102.72m	64.76m
3	市道新治北 691 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点	自 沢辺 1745	自 沢辺 1745-2
		終点	至 沢辺 925-4	至 沢辺 1744-5
		幅員	2.20m～4.00m	2.20m～4.00m
		延長	783.87m	102.67m

4	市道新治北 744 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 沢辺 921-2 至 東城寺 1	自 沢辺 921-2 至 沢辺 926-6
		幅員	3.00m～3.20m	3.00m～3.20m
		延長	70.86m	49.22m
5	市道新治中 338 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 小高 704 至 小高 94	自 小高 704-1 至 小高 102-1
		幅員	2.50m～5.00m	2.50m～5.00m
		延長	1020.73m	856.78m
6	市道新治中 349 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 小高 337 至 小高 1126	自 小高 337-3 至 小高 918-3
		幅員	4.00m～7.50m	4.00m～7.50m
		延長	1070.41m	96.45m
7	市道新治中 354 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 小高 902-5 至 小高 396	自 小高 902-5 至 小高 396
		幅員	2.00m～3.00m	2.00m～3.00m
		延長	120.67m	97.09m
8	市道新治中 378 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 田宮 880 至 田宮 1010-1	自 田宮 880 至 田宮 931-1
		幅員	2.30m～3.50m	2.30m～3.50m
		延長	435.04m	221.17m
9	市道新治中 380 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 田宮 1041 至 田宮 1044	自 田宮 1041-1 至 田宮 1044
		幅員	1.80m～2.70m	1.30m～2.70m
		延長	88.40m	75.54m

10	市道新治中 381 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 田宮 1040-1 至 田宮 965	自 田宮 1040-1 至 田宮 965-3
		幅員	1.30m~2.00m	1.30m~2.00m
		延長	317.17m	302.97m
11	市道新治中 384 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 田宮 1028 至 田宮 969-1	自 田宮 889 至 田宮 894-3
		幅員	2.00m~2.00m	2.00m~2.00m
		延長	150.57m	128.12m
12	市道新治中 394 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 田宮 976 至 田宮 1026-1	自 田宮 976 至 田宮 1026-1
		幅員	3.20m~4.00m	3.50m~6.50m
		延長	406.46m	403.28m
13	市道新治中 395 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 田宮 45 至 田宮 131	自 田宮 1156 至 田宮 1270
		幅員	3.50m~6.50m	3.50m~6.50m
		延長	1236.40m	857.72m
14	市道新治中 402 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 田宮 1065 至 田宮 920	自 田宮 1065-1 至 田宮 920
		幅員	2.00m~2.00m	2.00m~2.00m
		延長	125.33m	116.83m
15	市道新治中 405 号線	概要	ふるさと農道の市道への移管のための変更	
			変更前	変更後
		起点 終点	自 田宮 21 至 田宮 20	自 田宮 1274 至 田宮 1276-1
		幅員	2.80m~3.50m	2.80m~3.50m
		延長	90.55m	64.11m

### 3 議案第31号 市道の路線の廃止について

1	市道新治中410号線	概要	ふるさと農道の市道移管により新たな市道に認定となるため
		起点	自 田宮77
		終点	至 田宮74-1
		幅員 延長	3.20m~3.50m 74.52m

#### 【訴えの提起 1件】

#### 1 議案第32号 訴えの提起について

市営住宅の滞納家賃の納付及び明渡しを求める訴え(和解を含む)の提起

訴えの対象者 4人

住宅		入居者		年齢	滞納額(円)
1	神立住宅	男性	契約者	38	1,559,000
		女性	入居者	43	
2	都和(中耐)	男性	契約者	52	906,800
		女性	入居者	48	
合計					2,465,800

※ 滞納額には、駐車場使用料を含む。



# 平成 24 年第 1 回市議会定例会追加報告

## 1 報告第 2 号 専決処分の報告について(和解について)

### 公用車に係る交通事故の和解

事故発生年月日	平成 24 年 1 月 16 日(月) 午前 11 時 55 分頃
事故発生場所	土浦市中高津 3 丁目 2 番地付近 地先
相手方	稲敷市 女性
原因・状況等	公用車(高齢福祉課用務中)脇道から旧 6 号国道へ出るために右折した際、直進してきた相手方車両と衝突し、双方の車両を損傷した。
和解内容	未定
専決処分日	未定

## 平成 24 年第 1 回市議会定例会追加議案

### 【補正予算 8 件】

- 1 議案第 33 号 平成 23 年度土浦市一般会計予算(第 10 回)
- 2 議案第 34 号 平成 23 年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算(第 1 回)
- 3 議案第 35 号 平成 23 年度土浦市国民健康保険特別会計予算(第 2 回)
- 4 議案第 36 号 平成 23 年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算(第 2 回)
- 5 議案第 37 号 平成 23 年度土浦市介護保険特別会計予算(第 3 回)
- 6 議案第 38 号 平成 23 年度土浦市下水道事業特別会計予算(第 4 回)
- 7 議案第 39 号 平成 23 年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算(第 2 回)
- 8 議案第 40 号 平成 23 年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計予算  
(第 3 回)

☆予算総括表(暫定値)

千円

会 計 別		補正前の額	補正額	補正後計
一般会計		52,031,019	494,231	52,525,250
特別会計	公共用地先行取得事業	1,525,788	△ 103,679	1,422,109
	国民健康保険	14,907,892	176,107	15,083,999
	後期高齢者医療	1,210,908	△ 18,435	1,192,473
	介護保険	7,872,580	△ 31,391	7,841,189
	下水道事業	5,486,355	8,811	5,495,166
	農業集落排水事業	157,533	△ 9,374	148,159
	土浦市駅前北地区市街地再開発事業	72,290	△ 6,977	65,313
合 計(全会計)		88,230,085	509,293	88,739,378

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	市税	22,654,801	108,728	22,763,529
	地方譲与税	521,000	18,476	539,476
	各県税交付金	1,724,000	△ 45,128	1,678,872
	地方特例交付金	220,000	△ 36,104	183,896
	地方交付税	3,736,000	64,190	3,800,190
	分担金及び負担金	728,468	△ 18,829	709,639
	使用料及び手数料	1,052,273	△ 6,179	1,046,094
	国庫支出金	7,712,343	△ 322,000	7,390,343
	県支出金	2,735,446	195,474	2,930,920
	財産収入	82,076	6,067	88,143
	寄付金	103,652	3,411	107,063
	繰越金	328,167	727,844	1,056,011
	諸収入	2,741,960	5,281	2,747,241
	市債	7,198,467	△ 207,000	6,991,467
	合 計	52,031,019	494,231	52,525,250
歳出	議会費	450,817	0	450,817
	総務費	5,490,361	713,723	6,204,084
	民生費	15,750,588	81,212	15,831,800
	衛生費	3,895,157	4,577	3,899,734
	農林水産費	823,470	△ 833	822,637
	商工費	964,667	△ 13,695	950,972
	土木費	8,596,027	50,751	8,646,778
	消防費	2,011,080	△ 1,753	2,009,327
	教育費	5,610,954	△ 238,606	5,372,348
	公債費	5,032,612	0	5,032,612
	諸支出金	1,645,790	△ 33,910	1,611,880
	災害復旧費	1,719,496	△ 67,235	1,652,261
	予備費	40,000	0	40,000
合 計	52,031,019	494,231	52,525,250	

☆主な補正予算の内容

- 庁舎建設基金積立…500,000 千円
- 生活保護世帯の増による扶助費の増…116,965 千円
- 医療給付金の増, 保険税の減収による国民健康保険特別会計への繰出し金の増…333,369 千円
- 子宮頸がんワクチン接種費用助成事業の増…100,136 千円
- こども手当支給事業の減…▲431,025 千円

**【財産の取得】**

**1 議案第41号 財産の取得について(大規模災害用高度救助資機材購入)**

名称及び種類	大規模災害用高度救助資機材購入
契約金額	45,832,500円 (うち消費税及び地方消費税の額 2,182,500円) 【画像探査機外】37,800,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 1,800,000円) 【支柱器具外】8,032,500円 (うち消費税及び地方消費税の額 382,500円)
契約者	【画像探査機外】 茨城県石岡市国府5-2-25 (有) 鈴機 代表取締役 鈴木 直人 【支柱器具外】 茨城県土浦市虫掛3314-1 (株) 土浦消防センター 代表取締役 中島 英雄
資本金	(有) 鈴機 : 10,000,000円 (株) 土浦消防センター : 10,000,000円
契約の保証	免除
指名業者名	【画像探査機外】 (株)関東防災 (株)土浦消防センター (有)カミス総合防災 ミドリ安全筑波(株) (有)鈴機 エース産業(株) 小池(株) 【支柱器具外】 (株)関東防災 (株)土浦消防センター (有)カミス総合防災 ミドリ安全筑波(株) (有)鈴機 エース産業(株) 小池(株)

## 平成 24 年第 1 回市議会定例会最終日追加議案

【人 事】（1 件）

1 議案第 4 2 号 土浦市監査委員の選任の同意について

辞職の委員 椎木 泰雄 委員 辞職の日 平成 24 年 2 月 29 日